

吉良地域水田農業ビジョン



策定 平成16年4月
改定 平成19年4月

吉良地域水田農業推進協議会

(1) 地域水田農業の改革の基本的な方向

地域農業の特性

吉良町は愛知県の中央南部に位置し、温暖な気候により、多種の農業経営が営まれている。

基盤整備が早くから行なわれ、担い手への土地利用集積も作業受委託を中心に進展し、水田の利用は水稲・小麦・大豆を中心にその他飼料作物・施設園芸・野菜・果樹などである。

作物振興及び水田利用の将来方向

団地化により生産効率を高め、水稲・麦・大豆・飼料作物のブロックローテーションを展開する。なお、麦の連作障害防止のため、麦の作付けは最長2年を目標とし、団地を移動する。

「水稲」

今後全国で人口減少及び高齢化が進み需要量の減少が見込まれるなか、県内の消費需要は相当量あり、また農家保有米も多い。顧客のニーズは多様であり用途・価格に応じた「売れる米」を、年間を通じて安定した品質にて提供できるよう下記事項を重点に推進する。

- 銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- 農協系統が定める自主規格で乾燥調製することにより品質の向上と均質化を図る。
- 安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- 経営規模の拡大と品種の集約化、直播栽培や全量基肥栽培等の普及により環境に配慮し、省力化・低コスト化を図る。
- 色彩選別機設置により品質の向上と均質化を図る。

「麦」

実需者のニーズに基づいた小麦の生産のために、下記事項を重点に推進する。

- 銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- 農協系統が定める自主規格で乾燥調整することにより品質の向上と均質化を図る。
- 安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- 赤カビ病の防除を徹底する。
- 大規模な担い手に生産を集積し、質量ともに安定した供給を目指す。
- 団地化とブロックローテーションにより病害、湿害を回避し、生産の安定を図る。
- 優良品種の当地域での適性を検討し、実需者の意見を取り入れた計画的な導入を図る。
- 高品質な麦を生産した担い手に対して助成することにより生産技術向上を図る。

「大豆」

実需者のニーズに基づいた大豆の生産のために、下記事項を重点に推進する。

- 銘柄の確認のため、種場種子を毎年更新することにより品質の向上と均質化を図る。
- 調整の管理（着色粒の除去）により品質の向上と均質化を図る。
- 安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- 大規模な担い手に生産を集積し、質量ともに安定した供給を目指す。
- 団地化とブロックローテーションにより病害、湿害を回避し、生産の安定を図る。
- 実需者との情報交換を一層緊密化し、実需者ニーズにあった作付け計画を策定する。
- 土壌改良材を投入することにより水田管理の徹底及び高品質化を図る。

「飼料作物」

水田の利活用と、国産飼料による安全・安心な農畜産物の供給を推進するために、生産調整の一環として飼料作物の生産に取り組む。

- 適切な肥培管理により、品質の向上と均質化を図る。
- 安全・安心な生産の推進と生産履歴の記帳を含めたトレーサビリティシステムの確立
- 大規模な担い手に生産を集積し、質・量ともに安定した供給を目指す。
- 団地化とブロックローテーションにより病害、湿害を回避し、生産の安定を図る。

担い手の明確化と育成の将来方向

水田農業経営は平均 0.6ha（2000 年センサス）と零細な農家が多く、生産の効率が悪い。よって農作業の受託組織構成員と、地域（集落）水田の受託者となりうる農家を「担い手」と位置づけ、担い手育成のため下記の方策を講じる。なお、担い手は生産調整実施者とする。

また、担い手同士が共同し法人を設立した場合には、継続して担い手とみなす。

- 小麦・大豆の生産は、地域農家の合意の上、可能な限り団地化を図り、生産管理作業を「担い手」に委託する。なお、生産管理に必要な資材・収穫物は「担い手」に帰属する。
- 農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業を通じた利用権設定を積極的に推進し、経営の安定化を図る。
- ビジョンの早期実現のため、担い手については平成 21 年度までの可能な限り早い段階に認定農業者等の要件を満たすよう誘導を図る。

(2) 具体的な目標

西三河農協管内作物作付け及びその販売の目標

作付面積

単位：ha

作物名	品 種 名	H18 作付け	目標 (H19)	目標 (H21)	目標 (H22)
水 稻	あきたこまち	24 (0)	21 (0)	11 (0)	11 (0)
	コシヒカリ	887 (172)	895 (175)	895 (175)	895 (175)
	あさひの夢	497 (107)	475 (100)	475 (100)	475 (100)
	あいちのかおり	522 (110)	561 (115)	576 (115)	576 (115)
	大地の風	18 (4)	12 (2)	12 (2)	12 (2)
	その他	36 (1)	31 (1)	26 (1)	26 (1)
	合 計	1,984 (394)	1,980 (393)	1,980 (393)	1,980 (393)
	小 麦	農林 6 1 号	1,015 (260)	944 (243)	860 (220)
イワイノダイチ		218 (39)	291 (52)	375 (80)	500 (120)
合 計		1,233 (299)	1,235 (300)	1,235 (300)	1,235 (300)
大 豆	フクユタカ	1,223 (297)	1,225 (300)	1,225 (300)	1,225 (300)
飼料作物	イタリアン他	31 (17)	30 (15)	30 (15)	30 (15)
	飼料稲	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	合 計	32 (17)	31 (15)	31 (15)	31 (15)

() は、吉良町分

販売数量

単位：t

作物名	品 種 名	H18 産販売	目標 (H19)	目標 (H21)	目標 (H22)
水 稻	あきたこまち	77 (0)	70 (0)	30 (0)	30 (0)
	コシヒカリ	1,831 (316)	1,890 (320)	1,890 (320)	1,890 (320)
	あさひの夢	921 (379)	871 (345)	871 (345)	871 (345)
	あいちのかおり	1,188 (291)	1,230 (320)	1,280 (320)	1,280 (320)
	大地の風	14 (2)	11 (1)	11 (1)	11 (1)
	その他	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
	合 計	4,033 (988)	4,059 (986)	4,069 (986)	4,069 (986)
	小 麦	農林 6 1 号	3,056 (779)	2,870 (750)	2,540 (680)
イワイノダイチ		708 (153)	890 (180)	1,220 (250)	1,500 (350)
合 計		3,764 (932)	3,760 (930)	3,760 (930)	3,760 (930)
大 豆	フクユタカ	2,179 (514)	2,190 (510)	2,190 (510)	2,190 (510)
飼料作物	イタリアン他	0	0	0	0
	飼料稲	0	0	0	0

() は、吉良町分

販売数量は、農家自家消費分を除く

平成 1 8 年産販売数量は、平成 1 8 年産集荷数量

担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

担い手の明確化の要件

「品目横断的経営安定対策」でいう担い手の面積を要件とし、目標数値は当該年次にクリアすべき要件とはしない。なお、畜産農家が飼料作物を作付けする場合の面積の要件は以下のとおりに別途設定する。

		現況 (平成18年)	中間目標 (平成20年)	目標 (平成22年)
水田経営面積 (作業受託を除く)	家族経営体	4ha以上	10ha以上	20ha以上
	組織経営体	20ha以上	60ha以上	100ha以上
飼料作物経営面積 (作業受託を除く)	家族経営体	1ha以上	1ha以上	1ha以上
	組織経営体	5ha以上	5ha以上	5ha以上
その他(必須要件)	<ul style="list-style-type: none"> 生産調整実施者であること 地域の合意が得られていること 			

法人格を有する団体にあっても、実際の経営内容により家族経営体として有する場合がある。協議会において、将来地域水田農業において必要な経営体であると認めた者は、面積の要件にかかわらず、ビジョン実現のための担い手として扱い育成にあたる。

担い手への土地利用集積の目標

(上段：吉良地域の担い手への利用権設定等水田面積)

(下段：地域の水田面積)

単位：ha

	現 状 (平成19年1月)	目 標 (平成20年)	目 標 (平成22年)
吉良町	396	405	420
	764	764	764
集積率	52%	53%	55%

(3) 地域水田農業ビジョン実現のための手段

水田農業構造改革交付金の活用方法

(ア) 吉良地域水田農業推進協議会の運営に必要な事務費

(イ) 生産調整の実施、集荷円滑化対策への加入を条件に、地区内農業者の土地使用収益権を有する水田で麦、大豆、飼料作物を作付けた場合、下表のとおり交付する。

10a 当たり、円

区 分	交付単価（見通し）	
	土地使用 収益権者	作業 者 (担い手)
(一般作物) 麦・大豆 年2作	26,000	18,000
(一般作物) 麦又は大豆 年1作	26,000	13,000
(一般作物) 飼料作物	26,000	13,000

- ・ 土地使用収益権者への交付金は、ビジョンで定めた担い手が作業した場合のみ交付する。
- ・ 作業者への交付金は、ビジョンで定めた担い手が作業し、かつ作業の要件を満たした場合のみ交付する。(飼料作物に作業の要件は設定しないが、作業日誌の提出を要する。)
- ・ 作業者は、麦・大豆について以下の作業を実施する。(作業日誌、資材購入伝票を収穫後速やかに、協議会まで提出する。)
 1. 排水対策(麦、大豆)・・・明渠(営農排水)
 2. 土壌改良材の投入(麦、大豆)・・・地域の実状に応じた資材、投入量を別途指示する
 3. 赤カビ病防除(麦)・・・出穂期～出穂10日後までに1回以上散布する(被害増大が予想される場合は、協議会の指示により回数を増やす場合がある)
 4. 紫斑病防除(大豆)・・・種子消毒

(ウ) 生産調整の実施、集荷円滑化対策の加入で高品質な麦を生産した担い手に対して下表のとおり交付する。

10a 当たり、円

区 分	交付単価（見通し）
	高品質小麦出荷助成（1等品）
(一般作物) 麦	10,000
算 出 方 法	<p>交付額 = 助成対象面積 × 品質等要件クリア率 × 単価</p> <p>式中「品質等要件クリア率」とは次の算式により求められる率をいう。小数点第5位までとし以下切捨てとする。</p> <p>品質等要件クリア率 = 小麦1等数量 / 全出荷数量</p>

- ・ 高品質な小麦に対する助成として担い手が出荷した小麦で、農産物検査法第6条に規定する小麦の品位等検査を受験した小麦で、農産規格規定（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の普通小麦1等の品位に適合するものとする。

(エ) 生産調整の実施、集荷円滑化対策の加入を条件で本協議会区域内の助成対象水田に高品質な大豆を生産することを目的とし、小麦・大豆の年2作地で大豆作付前に本協議会が指定した土壌改良材を投入した担い手に対して交付金を助成する。

10a 当たり、円

区 分	交付単価（見通し）
大豆品質向上対策奨励金	5,000

- ・ 大豆品質向上対策奨励金の土壌改良材の投入の有無は、作業日誌、購入伝票等証拠書類で確認する。

(オ) 品目横断的経営安定対策加入者以外であり、生産調整実施者であり、集荷円滑化対策への加入者で一定の収入減があった農業者に対して下表のとおり交付する。

10a 当たり、円

区 分	交付単価（見通し）
稲作構造改革促進事業	4,000
(一般作物) 生産対象水稻	

- ・ 稲作構造改革促進交付金の助成対象者が作付確定面積の範囲内で、生産年の翌年1月末までに生産された主食用水稻について助成する。

(カ) その他

- ・ 地区内農業者が土地使用収益権を有する地域外の水田「以下（出作水田）という。」が、出作水田の属する協議会の定める担い手により麦・大豆、飼料作物を作付した場合、その担い手に対し、本協議会の地域水田農業ビジョンで定める作業者（担い手）交付単価を支払うものとする。また、地区外農業者が土地使用収益権を有する地域内の水田（以下「入作水田」という。）を、本協議会の定める担い手により麦・大豆、飼料作物を作付した場合、その担い手に対し、本協議会で定める作業者（担い手）交付単価を支払うものとする。ただし、他の協議会より作業者（担い手）交付単価相当を助成されるときは助成の対象とはしない。
- ・ 小数点以下の端数金額が発生した場合、小数点以下を切り捨てて交付する。
- ・ 交付単価については、結果が判明した段階で変更できるものとする。
- ・ 収穫後、年度中に水稻を作付けした場合は交付しない。

その他事業の活用

- (ア) 集荷円滑化対策
(水田農業構造改革対策の補てんを受けようとする農業者は加入が条件)
- (イ) 品目横断的経営安定対策
(認定農業者で一定規模以上の経営面積を有していることが条件)
- (ウ) 耕畜連携水田活用対策
(実施要綱、実施要領に指定されている担い手が実施することが条件)

(4) 担い手の明確化

以下の農業者をこのビジョンの担い手として扱う

《リストは省略》